

東員町議会基本条例

検証報告書

令和7年12月

東員町議会運営委員会

1 検証の取り組み状況について

議会運営委員会による議会基本条例の検証の取組状況は、以下のとおりである。

検証回数	開催年月日	検証内容
1	R7.10.14	各委員評価
	R7.11.11	全体評価調整
	R7.12.15	最終検証

2 検証方法について

(1) 評価区分について

議会基本条例の評価については、全条文を対象として条文単位で評価を行い、その際に使用する評価区分は、達成度を測る「段階評価」、条例改正の要否を測る「管理評価」の2区分とし、評価基準は、次のとおりとした。

① 段階評価

段階評価は、現在の条文に規定する目的がどれだけ達成できているかを測るものであり、その評価として、次の表のとおりそれぞれの達成度合に応じて「S」～「D」のいずれかを付す。

評価	達成度合	評価基準
S	達成	条文の目的を達成している
A	概ね達成	条文の目的を7割から9割程度達成している
B	一部達成	条文の目的を4割から6割程度達成している
C	ほぼ未達成	条文の目的を1割から3割程度達成している
D	未達成	条文の目的を全く達成していない

② 管理評価

管理評価の基準は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して条文改正が必要か否かを測るものであり、その評価として、次の表のとおり、それぞれの改正要否に応じて「4」～「1」のいずれかを付す。

評価	改正要否	評価基準
4	改正不要	条文を改正せず、現状の取組みを継続する
3	改正不要	条文は改正しないが、現状の取組みを見直す
2	一部改正必要	条文を改正し、あるべき姿に見直す
1	条文廃止必要	条文の規定は不要である

5 検証結果について

議会運営委員会では、各会派で取りまとめられた「奥州市議会基本条例検証チェックシート」の調査結果を基に、各条文規定の実績の検証と評価を実施したところであり、その結果は次のとおりである。

また、併せて決定した今後の取組事項についても付記する。

(1) 前文

<p>条文</p>	<p>東員町民から選挙で選ばれた議員により構成する東員町議会は、二元代表制である我が国の自治体における一方の機関として、町民の意思を町政に的確に反映させ、かつ、東員町として最良の意思決定を導く責任を負っている。</p> <p>議会は、町民の意思を代弁する合議制の機関であり、町長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、独立対等の立場における政策決定並びに町長その他の執行機関の事務の執行について監視及び評価を行うものである。</p> <p>また、議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める事項を遵守し、積極的な情報の公開と共有を図り、議員の資質向上に努め、広く町民の意思を把握し、議員間の自由かつ達な討議を通じて、町長が提案する重要な政策、計画、事業等の論点及び争点を的確に見出し、議会としての合意形成のもと、政策の提言及び立案に努め、町民に信頼され、存在感ある議会を築くため、この条例を制定する。</p>			
<p>段階評価</p>	<p>議会運営の最高規範性、法令の解釈基準も明言した基本条例の趣旨・理念・目的が述べられた前文であり、的確に規定されている。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>A</td> </tr> </table>	評価	A
評価				
A				
<p>管理評価</p>	<p>各条文の解釈の基準となるもので、改正不要。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>4</td> </tr> </table>	評価	4
評価				
4				
<p>取組事項</p>				

(2) 第1条 目的

条文	第1条 この条例は、東員町議会（以下「議会」という。）委員会並びに議長及び議員の活動原則を定め、東員町民（以下「町民」という）と議会及び議会と町長その他の執行機関（以下「町長等」という）との関係を明らかにし、その使命を果たすことにより、町民福祉の向上と町の健全な発展に寄与することを目的とする。	
段階 評価	議会運営の基本的事項を規定している。町民福祉の向上と町の発展に寄与する議会。	評価
		A
管理 評価	改正不要	評価
		4
取組 事項	町民から身近で信頼され、町民参加を原則とした議会をめざす。	

(3) 第2条第1号

条文	第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 町長等が町民本意の適切な行財政運営が行われているか監視を行い、必要に応じて町長等が行う事務事業の調査及び評価を行うこと。 (2) 町民の多様な意見及び要望の把握を行い、町民目線に立った政策の提言及び立案に努めること。 (3) 町民への情報提供及び説明責任を果たし、町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営を行うこと。	
段階 評価	評価の根拠が不足していて、住民の意見聴取も不足している。	評価
		C
管理 評価	改正不要	評価
		3
取組 事項	行政に対して説得力が増す様に政策改善のためのデータや分析、住民意見を反映させる様に務める。	

(4) 第2条第2号

条文	<p>第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 町長等が町民本意の適切な行財政運営が行われているか監視を行い、必要に応じて町長等が行う事務事業の調査及び評価を行うこと。</p> <p>(2) 町民の多様な意見及び要望の把握を行い、町民目線に立った政策の提言及び立案に努めること。</p> <p>(3) 町民への情報提供及び説明責任を果たし、町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営を行うこと。</p>			
段階評価	政策提案や立案の実績は無。「議会と住民との意見交換会」の実施で意見聴取の努力をしているがさらにすべき。	<table border="1"> <tr><td>評価</td></tr> <tr><td>C</td></tr> </table>	評価	C
評価				
C				
管理評価	改正不要	<table border="1"> <tr><td>評価</td></tr> <tr><td>3</td></tr> </table>	評価	3
評価				
3				
取組事項	専門的な議員研修をし、積極的な政策提言に努めていくべき。			

(5) 第2条第3号

条文	<p>第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 町長等が町民本意の適切な行財政運営が行われているか監視を行い、必要に応じて町長等が行う事務事業の調査及び評価を行うこと。</p> <p>(2) 町民の多様な意見及び要望の把握を行い、町民目線に立った政策の提言及び立案に努めること。</p> <p>(3) 町民への情報提供及び説明責任を果たし、町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営を行うこと。</p>			
段階評価	わかりやすい紙面、速報性に努める「議会だより」は議会活動報告をよく伝えているが、今後はライブ配信もできるようにしていくとよい。	<table border="1"> <tr><td>評価</td></tr> <tr><td>C</td></tr> </table>	評価	C
評価				
C				
管理評価	改正不要	<table border="1"> <tr><td>評価</td></tr> <tr><td>3</td></tr> </table>	評価	3
評価				
3				
取組事項	先進地が実施しているような委員会のライブ配信ができるように取り組むべき。			

(6) 第3条第1号

条文	<p>第3条 東員町議会委員会条例（昭和63年東員町条例第12号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、同条例で定めるもののほか、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>（1） 委員会の審査に当たっては、資料等を公開する等、町民に分かりやすい議論を行うこと。</p> <p>（2） 委員長は、委員会の秩序保持に努め、公正で効率的な委員会運営を行い、自ら委員長報告を作成し、説明責任を果たすこと。</p> <p>（3） 委員会が行政視察をした時は、その目的及び報告書を町ホームページで公開することを規定します。</p>	
段階評価	審議内容は議事録を作成し、HPで公開している。議会だよりでも伝えている。	評価 B
管理評価	改正不要	評価 4
取組事項	委員会資料のHP公開。議員自身の理解力アップのため、議員個々の勉強が必要。	

(7) 第3条第2号

条文	<p>第3条 東員町議会委員会条例（昭和63年東員町条例第12号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、同条例で定めるもののほか、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>（1） 委員会の審査に当たっては、資料等を公開する等、町民に分かりやすい議論を行うこと。</p> <p>（2） 委員長は、委員会の秩序保持に努め、公正で効率的な委員会運営を行い、自ら委員長報告を作成し、説明責任を果たすこと。</p> <p>（3） 委員会が行政視察をした時は、その目的及び報告書を町ホームページで公開することを規定します。</p>	
段階評価	各委員会はそれなりに開催している。	評価 B
管理評価	改正不要	評価 4
取組事項	委員長報告の流れを簡潔にしたマニュアル作成するとよい。	

(8) 第3条第3号

条文	第3条 東員町議会委員会条例（昭和63年東員町条例第12号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、同条例で定めるもののほか、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 （1） 委員会の審査に当たっては、資料等を公開する等、町民に分かりやすい議論を行うこと。 （2） 委員長は、委員会の秩序保持に努め、公正で効率的な委員会運営を行い、自ら委員長報告を作成し、説明責任を果たすこと。 （3） 委員会が行政視察をした時は、その目的及び報告書を町ホームページで公開することを規定します。	
段階 評価	視察後、委員の報告書をHPで公開している。	評価 A
管理 評価	改正不要	評価 4
取組 事項	課題解決の政策を形成するための先進地視察である、という理由が住民に納得してもらえるようにし、視察の成果をどう反映できたか後日検証すべき。	

(9) 第4条第1号

<p>条文</p>	<p>第4条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由かつ達な討議を重んじること。</p> <p>(3) 議員は、町政全般の課題について、町民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質向上に努め、町民の代表として負託に応えるよう活動すること。</p> <p>(4) 議員は、町民の代表として、個別的かつ地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>			
<p>段階評価</p>	<p>議会の公平な運営、先導役の重要なポストである議長であるが、さらなるリーダーシップが求められる。議長は各委員会の進捗状況を把握し、おおむね適正な議会運営に努力している。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B
評価				
B				
<p>管理評価</p>	<p>改正不要</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>3</td> </tr> </table>	評価	3
評価				
3				
<p>取組事項</p>	<p>議長は単なる名誉職ではなくて、議長自らが全員から個々の意見を聞き、合意をとるために議長はもっと動くべき。他市町議長との意見交換の機会を増やす。議長提出の要望書などは、事前に各議員に配布すること。</p>			

(10) 第4条第2号

<p>条文</p>	<p>第4条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由かつ達な討議を重んじること。</p> <p>(3) 議員は、町政全般の課題について、町民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質向上に努め、町民の代表として負託に応えるよう活動すること。</p> <p>(4) 議員は、町民の代表として、個別のかつ地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>			
<p>段階評価</p>	<p>委員間討議の機会が増えている。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> </table>	評価	C
評価				
C				
<p>管理評価</p>	<p>改正不要</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>4</td> </tr> </table>	評価	4
評価				
4				
<p>取組事項</p>	<p>住民のためのより良い結論が出せるように、政策提言につなげる議論が必要。争点や論点を明確にしたうえで、議員相互で熟議をし、合意形成を図る必要がある。</p>			

(11) 第4条第3号

<p>条文</p>	<p>第4条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由かつ達な討議を重んじること。</p> <p>(3) 議員は、町政全般の課題について、町民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質向上に努め、町民の代表として負託に応えるよう活動すること。</p> <p>(4) 議員は、町民の代表として、個別のかつ地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>			
<p>段階評価</p>	<p>民意を聞き、反映できるように一般質問したり、執行部に提言できるように、日頃から町政全般に関する政務活動をして、自己研鑽に努めている。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B
評価				
B				
<p>管理評価</p>	<p>改正不要</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>4</td> </tr> </table>	評価	4
評価				
4				
<p>取組事項</p>	<p>先進議会議員と肩を並べられるくらい、自らの資質向上に努めるべき。</p>			

(12) 第4条第4号

条文	<p>第4条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由かつ達な討議を重んじること。</p> <p>(3) 議員は、町政全般の課題について、町民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質向上に努め、町民の代表として負託に応えるよう活動すること。</p> <p>(4) 議員は、町民の代表として、個別のかつ地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	
段階評価	個別のかつ地域的な事案を優先している議員が見受けられる。	評価
		B
管理評価	改正不要	評価
		4
取組事項	議員が普段の調査研究や住民の意見聴取しているものを、議会で結集して住民福祉向上に役立てるようにする。	

(13) 第5条第1項

条文	<p>第5条 議会は、町民に対しその有する情報を積極的に発信し、かつ、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、町民の意見及び知見を議案の審議及び審査等に反映させるため、公聴会又は参考人制度の活用を努めるものとする。</p>	
段階評価	議会だよりによる情報提供は、紙面改善で向上していると判断するが、他媒体を使った情報発信は、他先進議会より劣っている。	評価
		B
管理評価	改正不要	評価
		4
取組事項	議会の情報発信に、議会だより、HPに加え今後動画配信も検討して取り入れるようにしていく。	

(14) 第5条第2項

条文	第5条 議会は、町民に対しその有する情報を積極的に発信し、かつ、説明責任を果たさなければならない。 2 議会は、町民の意見及び知見を議案の審議及び審査等に反映させるため、公聴会又は参考人制度の活用に努めるものとする。		
段階評価	未実施	評価	C
管理評価	改正不要	評価	3
取組事項	公聴会に必要な、公示の手続きや公述人など、公聴会制度や参考人制度など、制度の勉強をして、公聴会や参考人招致の必要な時は議決して行えるようにしていく。		

(15) 第6条

条文	第6条 議会は、本会議のほか、委員会を原則として公開とし、議長又は委員長が必要であると認める資料等も公開するとともに、町民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。 2 前項に規定するもののほか、議会の傍聴に関し必要な事項は、東員町議会傍聴規則（昭和63年東員町議会規則第2号）において定めるものとする。		
段階評価	原則公開となっている基本条例に齟齬があると、「委員会条例の条文改正」を9月に行った。	評価	B
管理評価	改正不要	評価	4
取組事項	本会議以外の委員会も傍聴可能であることと、傍聴の意義を住民に知らせる。傍聴者に資料提供の基準を作成する。「傍聴者の住所氏名記載」の不要について検討。		

(16) 第7条第1項

条文	<p>第7条 常任委員会は、請願の審査に当たり、趣旨を十分理解するため、当該請願の提出者及び紹介議員から意見聴衆の機会を設けることができる。</p> <p>2 陳情書又はこれに類するもの（要望書、嘆願書、要請書等をいう。）は、政策提言と位置付け、議長が必要と認めた場合は、議会運営委員会に諮り、対応を決定するものとする。</p>	
段階 評価	請願審査にあたり、趣旨を十分理解するため、当該請願提出者から意見聴取する機会を設けている。	評価 A
管理 評価	改正不要	評価 4
取組 事項	提出された請願は、内容に応じて委員会に付託され審査され、本会議で採決、議会としての結論が出される。採択された請願の実現には時間とプロセスが必要であるが、請願は住民が町政に参加できる大切な機会であり、進捗確認もする。	

(17) 第7条第2項

条文	<p>第7条 常任委員会は、請願の審査に当たり、趣旨を十分理解するため、当該請願の提出者及び紹介議員から意見聴衆の機会を設けることができる。</p> <p>2 陳情書又はこれに類するもの（要望書、嘆願書、要請書等をいう。）は、政策提言と位置付け、議長が必要と認めた場合は、議会運営委員会に諮り、対応を決定するものとする。</p>	
段階 評価	陳情書、要望書、嘆願書などが、そもそも少ない。	評価 B
管理 評価	改正不要	評価 3
取組 事項	陳情書、要望書、嘆願書などが議会に出されるような民主的な地域づくりの機運の醸成のため、町政や地域づくりに関心を持っていただける住民が増えるように努める。	

(18) 第8条

条文	第8条 議会は、その活動の報告や、町政の諸問題に柔軟に対処するため、町民と自由に意見交換できる機会（議会報告会、意見交換会等をいう。）を年1回は設けるものとし、あわせて情報の提供及び収集に努めるものとする。	
段階 評価	意見交換会を実施しているが、全ての意見に対する回答ができていないわけではない。	評価
		A
管理 評価	改正不要	評価
		4
取組 事項	ふだん議会や町政に馴染みのない住民をターゲットにした意見交換会の企画も考えていく。議長の権限で行政側の見解を参酌し、回答書を提出する。	

(19) 第9条第1項

条文	<p>第9条 本会議における一般質問は、町長等から明確な答弁を得るため通告性を採用し、町政における論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>2 議員は、一般質問による政策論議の充実を図る観点から、町長等の答弁の内容を正確に聞き取り、及び趣旨を理解するため、議長を通じて町長に答弁書の事前提出を求めることができる。提出を求められた場合において町長は、議会事務局を通じて当該議員の一般質問が始まる際に質問席へ配布するものとする。</p> <p>3 本会議又は委員会に出席した町長等は、議員又は委員の質問に対し、論点を明確化し、建設的な議論を深めるため、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。この場合における反問とは、質問の内容や趣旨の確認のほか、議員又は委員の考え方を質し、対案を求める等の反論を含むものとする。</p>	
段階 評価	通告制で行っている。	評価
		A
管理 評価	改正不要（意見☞ 一問一答または一括質問一括答弁方式に）	評価
		4
取組 事項	「論点、争点を明確に・・・」の点が簡潔明瞭に説明できない議員、個人意見に偏る議員が見受けられる。一般質問を何年もの間、全くされない議員もいる。	

(20) 第9条第2項

条文	<p>第9条 本会議における一般質問は、町長等から明確な答弁を得るため通告性を採用し、町政における論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>2 議員は、一般質問による政策論議の充実を図る観点から、町長等の答弁の内容を正確に聞き取り、及び趣旨を理解するため、議長を通じて町長に答弁書の事前提出を求めることができる。提出を求められた場合において町長は、議会事務局を通じて当該議員の一般質問が始まる際に質問席へ配布するものとする。</p> <p>3 本会議又は委員会に出席した町長等は、議員又は委員の質問に対し、論点を明確化し、建設的な議論を深めるため、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。この場合における反問とは、質問の内容や趣旨の確認のほか、議員又は委員の考え方を質し、対案を求める等の反論を含むものとする。</p>	
段階 評価	答弁書が直前では確認の間がなく、深い議論ができない。	評価 A
管理 評価	改正不要→住民にわかりやすく速やかな質疑応答となるように、答弁書は一般質問が始まるのと同時に質問席へ配布するのではなく、できれば一般質問当日午前9時前くらいに配布する。	評価 2
取組 事項	答弁書の修正が直前に入ることも考慮したうえで、なるべく早めに答弁書を配布できるように検討していく。	

(21) 第9条第3項

条文	<p>第9条 本会議における一般質問は、町長等から明確な答弁を得るため通告性を採用し、町政における論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>2 議員は、一般質問による政策論議の充実を図る観点から、町長等の答弁の内容を正確に聞き取り、及び趣旨を理解するため、議長を通じて町長に答弁書の事前提出を求めることができる。提出を求められた場合において町長は、議会事務局を通じて当該議員の一般質問が始まる際に質問席へ配布するものとする。</p> <p>3 本会議又は委員会に出席した町長等は、議員又は委員の質問に対し、論点を明確化し、建設的な議論を深めるため、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。この場合における反問とは、質問の内容や趣旨の確認のほか、議員又は委員の考え方を質し、対案を求める等の反論を含むものとする。</p>	
段階 評価	実施している。	評価 A
管理 評価	改正不要	評価 3
取組 事項	町長が反問権を発された時は、議員の質問趣旨が不明瞭であり、議員の資質向上が求められるとも言える。	

(22) 第10条

条文	<p>第10条 議会は、その審議における論点を明確にし、町長が提案する重要な施策、計画、事業等の水準を高めるため、次に掲げる事項について町長等に対し資料の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 背景、目的及び効果 (2) 関係する法令、条例等の提示 (3) 財源措置及び将来にわたるコスト計算 (4) その他審議に必要と認めるもの</p>	
段階 評価	資料として不記載や誤りの部分がある。	評価 B
管理 評価	改正不要（意見→議事項目追加提案あり （施策・計画・実行のスケジュールを追加という意見）	評価 3
取組 事項	必要な時は資料を請求して議会が行政のチェック機関として機能を果たしていく。	

(23) 第 11 条

条文	第 11 条 議会は、行政に対する監視機能を強化するため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、議決すべき事件の拡大に努めるものとする。 2 前項に規定する議会の議決すべき事件については、東員町議会の議決事件を定める条例（昭和 29 年東員村条例第 21 号）において定めるものとする。	
段階 評価	実績なし	評価
		C
管理 評価	改正不要	評価
		3
取組 事項	議決事件を拡大して、総合計画を議決事件に加えるという意見が有ったので、今後検討の議論。	

(24) 第 12 条

条文	第 12 条 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、政策の提言及び立案並びに議案等の審議及び審査に当たり、議会での合意形成を図るため、議員間の自由かつ達な討議を尽くすよう努めなければならない。	
段階 評価	近年議員間討議、委員間討議が増えている。	評価
		B
管理 評価	改正不要	評価
		3
取組 事項	議員間討議、委員間討議で議員それぞれが思いのたけをぶつけ合うことが大切。	

(25) 第 13 条第 1 項

条文	第 13 条 議員は、東員町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年東員町条例第 11 号）の規定に基づいて交付される政務活動費を有効活用し、政策提言や議案審議等のため調査研究を積極的に行うものとする。 2 議員は、東員町議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条に規定する政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に町民に対し使途を明らかにするため、収支報告書及び関係書類類一式の写しを議長に提出するとともに、町ホームページに掲載しなければならない。	
段階 評価	ほとんどの議員が政務活動費を満額油工活用している。	評価
		B
管理 評価	改正不要	評価
		4
取組 事項	自己研鑽をする学習や機会を設けているのか疑問に感じる議員がいる。 一人で行くと旅行や娯楽と勘違いされたりする。	

(26) 第 13 条第 2 項

条文	第 13 条 議員は、東員町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年東員町条例第 11 号）の規定に基づいて交付される政務活動費を有効活用し、政策提言や議案審議等のため調査研究を積極的に行うものとする。 2 議員は、東員町議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条に規定する政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に町民に対し使途を明らかにするため、収支報告書及び関係書類類一式の写しを議長に提出するとともに、町ホームページに掲載しなければならない。	
段階 評価	町政の課題や町民の意思を把握して町政に反映させる活動等、住民福祉増進を図るために必要な活動に充てるよう、実施している。収支報告・領収書の HP 公開もしている。	評価
		A
管理 評価	改正不要	評価
		4
取組 事項	適用外費用についてよく検討し、明記すべき。	

(27) 第 14 条第 1 項

条文	第 14 号 議会は、議会及び議員の政策の提言及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図り、もって独立性の確保に努めるものとする。 2 議長が、議会事務局の職員の人事に関し、その任命権を行使する場合において、町長は、あらかじめ議長と協議のうえ、その意向を尊重しなければならない。 3 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけて職務に従事するものとする。	
段階 評価	議会事務局は議会や銀の「議事運営」「庶務」「調査」の部門の事務などを補佐する機能を担っている。執行機関と距離を保ちながら議会や議員のために職務を遂行している。	評価
		B
管理 評価	改正不要	評価
		3
取組 事項	事務局に法制の専門員がないが、必要な時は県議会事務局等に相談して対応してもらっている。	

(28) 第 14 条第 2 項

条文	第 14 号 議会は、議会及び議員の政策の提言及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図り、もって独立性の確保に努めるものとする。 2 議長が、議会事務局の職員の人事に関し、その任命権を行使する場合において、町長は、あらかじめ議長と協議のうえ、その意向を尊重しなければならない。 3 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけて職務に従事するものとする。	
段階 評価	実施しているかどうか、知らないので判断できない。	評価
		B
管理 評価	改正不要（条文に入れなくてもよいという意見もあり）	評価
		3
取組 事項	理事者は議長側からの要請を遵守していただきたい。	

(29) 第 14 条第 3 項

条文	第 14 号 議会は、議会及び議員の政策の提言及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図り、もって独立性の確保に努めるものとする。 2 議長が、議会事務局の職員の人事に関し、その任命権を行使する場合において、町長は、あらかじめ議長と協議のうえ、その意向を尊重しなければならない。 3 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけて職務に従事するものとする。	
段階評価	よく努力し、成果を出している。	評価 B
管理評価	改正不要	評価 3
取組事項	専門的知識取得のための事務局職員のスキルアップ研修が必要。	

(30) 第 15 条

条文	第 15 条 議会は、議員の調査研究並びに政策の提言及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	
段階評価	図書室でなく、保管ロッカーはある。議会が必要と思われる書籍購入の提案ができる環境にある。月刊『地方議会人』『ガバナンス』を議会で定期購入し、議会図書館蔵書として随時貸出しているため、借りて読むことができる。	評価 D
管理評価	改正不要	評価 3
取組事項	デジタル図書の活用も含め、最善の手法を検討すべき。	

(31) 第 16 条第 1 項

条文	第 16 条 議会は、町政に係る重要な情報を議会の視点に基づき、議会だより等を発行及び活用をし、町民に分かりやすく広報するよう努めなければならない。 2 議会は、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう、前項に定めるもののほか、多様な広報手段を活用し、議会の広報活動に努めなければならない。	
段階 評価	達成している	評価 A
管理 評価	改正不要	評価 4
取組 事項	議会だよりによる情報提供は、紙面改善で向上していると判断するが、他媒体を使った情報発信は、他先進議会より劣っている。議会活動状況を一方的に情報提供するだけでなく、住民の声を政策に反映広聴機能も併せ持つ。	

(32) 第 16 条第 2 項

条文	第 16 条 議会は、町政に係る重要な情報を議会の視点に基づき、議会だより等を発行及び活用をし、町民に分かりやすく広報するよう努めなければならない。 2 議会は、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう、前項に定めるもののほか、多様な広報手段を活用し、議会の広報活動に努めなければならない。	
段階 評価	ライブ配信等を行っていないため、劣っている。	評価 B
管理 評価	改正不要	評価 3
取組 事項	住民の関心アップと議論のレベル向上のため、委員会のライブ配信は急務と考える。	

(33) 第 17 条

条文	<p>第 17 条 議員の定数の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、かつ、機能を発揮するため、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望と町民の意見を十分に考慮し、適正な定数を定めるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、議員の定数に関し必要な事項は、東員町議会議員の定数を定める条例（平成 12 年東員町条例第 32 号）に定めるものとする。</p>	
段階 評価	実績なし	評価
		B
管理 評価	改正不要	評価
		4
取組 事項	議員定数の在り方について、類似団体の状況を鑑みながら、町民意見も募集しながら、議論していくべき。	

(34) 第 18 条

条文	<p>第 18 条 議員報酬は、町民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、その改正に当たっては、他市町村の動向及び町の財政状況等を考慮するとともに、議員が有する役割及び責任並びに町民及び東員町特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年東員村条例第 19 号）第 1 条の規定に基づき設置する東員町特別職報酬等審議会の意見等を総合的に判断し、適正な議員報酬を定めるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、議員報酬に関し必要な事項は、東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年東員村条例第 8 号）において定めるものとする。</p>	
段階 評価	実績なし	評価
		C
管理 評価	改正不要	評価
		3
取組 事項	議会改革（監視力・政策提言力の向上、地域住民との連携強化）を進めれば活動量が増えるが、単に活動量を増やすのではなく、内容も問われるので、住民の理解が得られて、特別職報酬等審議会からも認められるようにするなど、議会の協議は未実施であるが、今後適正報酬についての検討は必要である。	

(35) 第 19 条

条文	第 19 条 議員は、町民全体の代表者として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。 2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理に関し必要な事項は、東員町議会議員政治倫理条例（平成 22 年東員町条例第 1 号）において定めるものとする。	
段階 評価	議員は高い倫理観を持ち品位の保持に努めている。「東員町議会ハラスメント条例」策定し、今年度は研修を 2 度実施して、全議員で徹底的に学習をしている。	評価
		B
管理 評価	改正不要	評価
		4
取組 事項	議員個人に対し、客観的評価ができるシステムの構築が必要。	

(36) 第 20 条

条文	第 20 条 議員は、東員町において災害が発生した時は、議長が別に定めるところにより行動するものとする。	
段階 評価	議会災害対策本部設置要綱（H25 年議会告示第 1 号）に基づき行動するものとする。実施している。	評価
		B
管理 評価	改正不要	評価
		3
取組 事項	災害時の議会における細則を制定する必要がある。災害発生時における議員の安否確認、被災情報共有の為に LINE WORKS が有効であると、津幡町議会の視察で教わりました。当議会も導入を検討すべき。	

(37) 第 21 条第 1 項

条文	第 21 条 議会は 1 年ごとにこの条例の目的、原則等に即した議会運営が行われているか議会運営委員会で検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証の結果、町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。この場合において、その見直しに当たって町長等との協議が必要と判断した場合は、これらと協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。 3 前項に規定するもののほか、議会に関する例規についても継続的に見直しを行うものとする。	
段階 評価	議会基本条例制定（H3 1 年 4 月）以来 R6 年度に検証の実施要領と様式を定めて、初めて条例の検証を中間期と年度末に一年に 2 度検証実施した。今年度（R7）は昨年度作成した実施容量も様式も使用せずに、新たな様式で検証を年に 1 度実施。（現在進行形）	評価
		B
管理 評価	改正不要	評価
		4
取組 事項	議会運営委員会で条例検証を行っているが、議会運営委員会の検証結果を、全議員で協議する時間を設けるべき。	

(38) 第 21 条第 2 項

条文	第 21 条 議会は 1 年ごとにこの条例の目的、原則等に即した議会運営が行われているか議会運営委員会で検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証の結果、町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。この場合において、その見直しに当たって町長等との協議が必要と判断した場合は、これらと協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。 3 前項に規定するもののほか、議会に関する例規についても継続的に見直しを行うものとする。	
段階 評価	未実施	評価
		B
管理 評価	改正不要	評価
		3
取組 事項	必要に応じて、当条例の見直しをすべき。	

(39) 第 21 条第 3 項

条文	第 21 条 議会は 1 年ごとにこの条例の目的、原則等に即した議会運営が行われているか議会運営委員会で検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証の結果、町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。この場合において、その見直しに当たって町長等との協議が必要と判断した場合は、これらと協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。 3 前項に規定するもののほか、議会に関する例規についても継続的に見直しを行うものとする。	
段階 評価	実施している	評価 B
管理 評価	改正不要	評価 4
取組 事項	常に町民の意見、社会情勢の変化などを勘案し、前項に規定するもののほか、議会に関する例規についても、2 年ごとくらいに、それらの目的が達成されているかを議会運営委員会において検証する。	